

8知福発第221号
令和8年6月9日

会員・準会員
施設・事業所長 各位

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
会長 樋口幸雄
(公印省略)

本会会費の改定についてのご案内

—会員規程の改定のお知らせ—

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より本会の事業に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会の会費につきましては、平成4年度の改定以降、30年以上にわたり据え置いてまいりました。この間、障害福祉制度は措置制度から障害者総合支援法へと大きく変遷し、本会も会員数の増加とともに黒字基調の運営を続けてまいりました。

しかしながら、令和2年のコロナ禍以降、会員加入施設・事業所数の伸び悩む一方で事業収益が減少し、令和3年度以降は赤字決算が続いております。

このような中、収支の改善を図るため各事業においては赤字を解消すべく経費の節減に努めておりましたが、昨今の著しい物価高騰等による経費の増大が厳しい経営状況に追い打ちをかけており、現在の会費体系では安定的な協会運営の継続が困難な状況でございます。

つきましては、今後も安定した協会運営を維持するため、令和9年度より別添のとおり会費を改定させていただくこととなりました。諸事情をご賢察いただき、本会の運営につきまして、引き続きご理解ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

公益財団法人日本知的障害者福祉協会 会員規程

平成24年3月16日 制定
平成25年4月1日 施行
平成26年5月15日 改正
平成27年5月26日 改正
平成30年3月19日 改正
平成30年5月23日 改正
令和7年5月28日 改正
令和7年12月24日 改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会（以下「本会」という）定款第13条に定める本会の会員及び会費に関する事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 都道府県知的障害者福祉協会（以下「地方会」という）に所属する、社会福祉法人、公益及び一般財団法人、公益及び一般社団法人、国及び地方公共団体等が経営する、知的障害者を主たる対象として障害福祉サービスを行う別表1の施設及び事業を行う者は、会員となることができる。

2 会長は、本会の事業において特に貢献した者、学識経験者を理事会の承認を得て、会員にすることができる。

(準会員)

第3条 地方会に所属する前条に定める会員以外の障害福祉サービスを行う施設及び事業を行う者は、準会員となることができる。

(研究会員)

第4条 会員又は準会員施設及び事業に所属する職員は、研究会員になることができる。

(賛助会員)

第5条 本会の趣旨に賛同する個人又は団体は、賛助会員になることができる。

(入会手続)

第6条 会員、準会員、研究会員及び賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会 費)

第7条 会員、準会員、研究会員及び賛助会員は、別表2による所定の年会費を納入しなければならない。

2 第2条第2項に規定する会員の会費は免除とする。

3 会員及び準会員の会費の納入は、地方会単位で一括して納入することとし、以降毎年度会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員及び準会員は、退会届を本会に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既に納入された会費は、いかなる理由があっても返還しない。

3 正当な理由がなく、会費を2年間滞納した場合は退会とする。

(会費の用途)

第9条 第7条の会費は、毎事業年度における合計額の40%以上を当該年度の公益事業に使用する。

(変 更)

第10条 この規程の変更は、定款第13条第3項及び第4項に定める規程により、理事会の決議を経て行うこととする。

附 則 この規程は、本会の公益財団法人登記日より実施する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 この規程は、令和7年10月1日より施行する。

附 則 この規程は、令和9年4月1日より施行する。

(別表1)

—対象となる施設、障害福祉サービス及び事業—

(1) 「児童福祉法」に定める次の児童福祉施設 障害児入所支援 障害児通所支援
(2) 「障害者総合支援法」に定める次の障害福祉サービス 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 施設入所支援 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、共同生活援助
(3) 「障害者総合支援法」に定める次の地域生活支援事業 相談支援事業 移動支援事業 地域活動支援センター 日中一時支援 福祉ホーム
(4) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に基づく就業・生活支援センター
(5) 「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法」に定める福祉施設
(6) その他、上記に準じるものとして理事会が認めたもの

※会員は、指定事業所単位とする。

※救護施設においては、平成18年10月1日以前に本会の会員となっている場合は引き続き会員とみなす。

※療養介護は、知的障害者を主たる対象とする障害福祉サービスに準ずるものとして取り扱う。

※以下の事業は、実施主体となる事業に附帯する事業として取り扱う。

自立生活援助、就労定着支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、就労選択支援

(別表2)

一施設・事業形態別、定員規模別会費金額表一

区 分		会費年額	
A	障害児入所支援	29人以下	36,000 円
		30～49	43,000
		50～74	52,000
		75～99	59,000
		100人以上	67,000
B	障害児通所支援	10人以下	15,000
		11～19	30,000
		20～59	37,000
		60人以上	43,000
C	日中活動系サービス (多機能型の事業所にあつては、 事業所全体の定員)	10人以下	15,000
		11～19	30,000
		20～59	37,000
		60人以上	43,000
D	施設入所支援 (障害者支援施設にあつては、 CとDの合計額)	29人以下	7,000
		30～49	10,000
		50～74	17,000
		75～99	22,000
		100人以上	31,000
E	訪問系サービス (居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援事業・同行援護)	10,000	
F	共同生活援助	14人以下	10,000
		15～30	13,000
		31人以上	26,000
G	相談支援事業	14,000	
H	地域活動支援センター 日中一時支援	10人以上	10,000
		15人以上	12,000
		20人以上	14,000
I	自立訓練(宿泊型)	19人以下	10,000
		20人以上	22,000
J	福祉ホーム	10,000	
K	就業・生活支援センター	14,000	
準会員		上記会員と同額	
研究会員		5,000円	
賛助会員	個人	10,000円以上	
	団体	30,000円以上	